**平成２５年（フ）第２２７号**
埼玉県坂戸市大字善能寺260番地の２
債務者　金子　英夫
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第７１号**
静岡県富士市松本171番地の８　レールサイド木村101号、前住所静岡県富士市横割１丁目９番21号
債務者　浅井　信幸
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２５年（フ）第２７３号**
埼玉県富士見市西みずほ台３丁目11番地10　シャルルみずほ502
債務者　瀬戸口容子
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第２７６号**
埼玉県川越市大字寺尾５番地２　遠藤ハイツ101号室、前住所埼玉県比企郡川島町八幡１丁目７番地４
債務者　岩佐　和雄
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第２８８号**
埼玉県川越市神明町49番地１　川越神明町団地３号棟104号室
債務者　川目　成子
１　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第７７号**
岡山県倉敷市上富井192番地１　プレステージしずか、申立時の住所岡山県倉敷市笹沖86番地10
債務者　加治屋政直
１　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２５年（フ）第２４号**
山形県酒田市東大町３丁目23番地の55　市営大町第１アパート114号
債務者　阿部　和也
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２５年（フ）第１５号**
群馬県沼田市恩田町31番地
債務者　伊藤　栄子
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

**平成２５年（フ）第４６０号**
埼玉県和光市白子３丁目22番21号　美馬ハイツ107
債務者　柴崎　　隆
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第４８２号**
さいたま市中央区本町東７丁目９番２号　ＳＳＳ与野寮
債務者　瓦葺　　建
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第５０６号**
さいたま市大宮区天沼町２丁目538番地
債務者　大崎　晴美
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第５５９号**
埼玉県久喜市栗橋東４丁目14番２―205号、旧住所埼玉県久喜市栗橋北１丁目10番35―12号
債務者　瀬崎恵美子
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第５７６号**
埼玉県蓮田市東４丁目10番18号　サンビレッヂ103号、旧住所埼玉県白岡市柴山1340番地１
債務者　小川　正男
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第５７９号**
さいたま市北区東大成町１丁目76番地９　グリーンピア東大成105
債務者　草場　壮一
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第２６６号**
埼玉県所沢市緑町４丁目15番28号　グリーンコーポ201
債務者　五十嵐恒哉
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第２７０号**
埼玉県坂戸市薬師町４番地２　大成ビル202号室
債務者　刑部　正勝
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第４４号**
千葉県大網白里市大網1943番地７　峰ハイツ203号
債務者　守田　吉文
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係